

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>

国交省には

3/17「国交省要請&都議会」報告



JALの解雇争議解決の責任がある

3月17日、JAL被解雇者労働組合（JHU）とJAL争議支援全国ネットワーク（全国ネットワーク）は、参議院国土交通委員のながえ孝子議員（右写真中央奥）にご同行頂き、国土交通省（国交省）に要請を行いました。航空局業務課の担当者は前日まで「個別企業の問題で要請は受けられない」と答えていました。当日も受付まで出てきて「JALが適切に対応すべき問題だ」と繰り返しましたが、参加者の訴えを聞き最終的には要請書を受け取り持ち帰りました。



解雇問題は個別企業の問題ではありません。国交省は、安全報告書で乗務員の配置数を知りながら、国会で「JALが非公開としておりお答えできない」と答弁し、JALの削減数の情報隠しに加担してきました。都労委命令でも「人員削減を含む更生計画の策定や遂行の過程に一定の影響を及ぼしたことは否定できない」と、解雇問題に国交省が関与したことを事実認定しています。



国交省は、JALの再建に携わってきた立場から整理解雇問題を傍観することは許されません。JALが解決する姿勢を見せないのであれば、国交省が責任をもって解決するのは当然です。

（写真左は要請後の宣伝行動の様子）

三雲崇正都議が都労委命令(JAL事件)を評価

都議会

3月17日、都議会の経済・港湾委員会において、三雲崇正都議会議員が労働委員会事務局に対して質問に立たれました。下記は発言内容の要旨です。

1月15日に都労委から救済命令が出されたJAL事件において、会社は解雇から10年以上も経過し最高裁でも解雇有効が確定していることから、組合は使用者が雇用する労働者の代表者に該当しないと主張した。これに対して、都労委は具体的な諸事情を考慮した上で、整理解雇から10年以上経過し、裁判で解雇有効が確定していても、「組合は使用者が雇用する労働者の代表者にあたる」と判断。その上で、団体交渉における不誠実な回答があったと認定して一部救済が出された。会社が再審査の申立てを行い、中労委での再審査が予定されていることから、この場でお答えは難しいと思うが、労働者と労働組合の申立てを広く資格を認める、こうした都労委の姿勢は評価に値する。当事者の主張を丁寧に聞きながら、労使の紛争解決に向けて努力されている都労委の果たす役割は重要であり、今後も労使紛争の適切な解決に尽力をして頂きたい。